

報道解禁日時

平成30年8月20日(月) 午前8:30～

平成30年8月10日

議員(H30.3補欠選挙)の資産等報告書の事前閲覧について

議員の資産等報告書の閲覧(8月20日(月)開始)に関し、効率的に取材できるよう下記のとおり取り扱うことをお知らせします。

記

- 貸与日時 平成30年8月13日(月)午後1時30分～
- 場 所 議会事務局総務課庶務係
担当者：山村
Tel 225-1027 内線3114
- 貸与方法 記者クラブ各社に報告書の複写1部を貸与します。
(再複写不可及びみだりに持ち歩かないでください。)
(貸与した報告書の複写を映像等に使用しないでください。)
返還期限：8月20日(月)
- 議員に対する取材
閲覧開始日(8月20日)前は、議員に対し報告書の内容に関する取材は一切行わないでください。
- 報道解禁日時
平成30年8月20日(月)午前8時30分
- 一般県民への閲覧開始
平成30年8月20日(月)午前8時30分～ 議会図書室にて

事務担当
議会事務局総務課
庶務係 山村
電話 076-225-1027
内線 3114

資 産 等 報 告 の 概 要

資産等報告書は、政治倫理の確立のための石川県議会議員の資産等の公開に関する条例に基づき下記のとおり報告を受け一般の閲覧に供しております。

記

1 根拠法令

資産等報告：政治倫理の確立のための石川県議会議員の資産等の公開に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項

2 報告基準等

資産等報告：任期開始の日（補欠選挙により議員となった者にあつては、その選挙の期日（平成30年3月11日）において有する資産等

3 提出期間

平成30年3月11日から起算して100日を経過する日（平成30年6月18日）まで

4 閲覧開始日

当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日（平成30年8月20日）から

ただし、報告書の閲覧は、執務時間中にしなければならない。

※ 起算して60日を経過する日の翌日は平成30年8月18日であるが、土曜日にあたるため。